

指定更新申請書 記載要領

指定居宅サービス事業所・介護保険施設・指定介護予防サービス事業所

令和7年4月版

宮崎県福祉保健部
長寿介護課

指定更新申請書記載要領

1 更新申請書の提出方法等

(1) 提出期限

更新申請案内通知に記載されている提出期限（必着）

(2) 提出先

「地域・サービス種類別指定更新申請書類提出機関一覧（８ページ）」の提出先

(3) 提出方法

① 電子申請・届出システムでの提出の場合

届出方法の詳細につきましては、以下の県庁ホームページから御確認ください。電子申請・届出システムで提出する場合も、手数料としての収入証紙は、別途郵送（書留）又は持参にて提出してください。

宮崎県庁ホームページトップのトップページ > くらし・健康・福祉 > 高齢者・介護 > 介護保険 > 介護保険サービス事業者の指定申請等のウェブ入力・電子申請について

[URL]

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20230925104124.html>

② 郵送又は持参での提出の場合

- 令和８年４月からの完全義務化までは、従来の紙媒体での提出も可能です。長寿介護課又は保健所まで郵送（書留）又は持参により御提出ください。
- 更新申請書を持参により提出する場合は、担当者が不在の可能性がありますので、一度提出先に連絡を入れた後に持参するようにしてください。
- 郵送で提出する際には、封筒に「指定更新申請書在中」と朱書きしてください。

(4) 提出部数

① 電子申請・届出システムでの提出の場合

電子申請・届出システムで提出する場合は、提出データがそのまま事業所控えとなりますので、データを消去しないようにしてください。

② 郵送又は持参での提出の場合

- 事業所ごと、サービス種類ごとに、更新申請書を２部（保健所に提出をする医療系サービスは３部）作成し提出してください（１部は県で更新申請の審査に使用し、もう一部は事業所に受領印を押して返送します）。

※ 例えば、介護老人福祉施設と通所介護の指定更新をする場合は、それぞれ２部ず

つ提出してください。

- ・ 福祉用具事業所が①（福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与）と②（特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売）の更新をする場合、①（福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与）について記載した申請書を２部、②（特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売）について記載した申請書を２部提出する必要があります。

ただし、一つの事業所で一体的に行っている居宅サービス及び介護予防サービスについて、同時に申請を行う場合は、両サービスについて記入した申請書を提出してください。

※ 例えば、一つの事業所で一体的に訪問看護と介護予防訪問看護のサービスを提供する事業所が更新申請を行う場合は、双方について一度に申請を行うことができます。

(5)提出書類

- ・ 指定更新申請書に添付する書類については、４ページ「指定（指定更新）申請時の添付書類一覧表」で御確認ください。
- ・ 指定更新申請時には、一部の添付書類について、既に届出済みの内容と変更がないものについては、添付は不要です。
- ・ なお、更新申請をしない場合は以下の書類を提出してください（できるだけ同時に提出してください）。

更新申請放棄確認書（更新申請期限までに提出）

事業所廃止届（事業所の有効期限満了日の１ヶ月前までに提出）

2 留意事項等

(1)様式について

- ・ 必要な様式は県庁ホームページからダウンロードしてください。
- ・ 宮崎県庁ホームページのトップページ > くらし・健康・福祉 > 高齢者・介護 > 介護保険 > 届出・手続き > 介護保険事業者指定更新の手続きについて

[URL]

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20230416212045.html>

(2)更新対象とならない事業所

- ・ 更新申請日現在で休止中の事業所は、人員等の基準を満たしていることが確認できないため、指定更新ができません。再開届けを提出し、人員基準等を満たしたことが確認された後に更新手続きを行うことになります。
- ・ 「みなし指定」については、更新申請は不要です（本体施設、病院等の指定等の更新により、介護保険法のみなし指定も更新したものとなります）。

【みなし指定対象事業所】

法律	事業者	指定の特例（介護予防を含む）
健康 保険法	保険医療機関（病院・診療所）	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（療養病床を有する病院・診療所に限る）
	保険薬局	居宅療養管理指導
介護 保険法	介護老人保健施設	短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション
	介護医療院	短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション

(3)更新を行わない事業所

- ・ 更新申請を行わない場合は、更新申請放棄確認書を更新申請書の提出期日までに、廃止届を有効期限満了日の1ヶ月前までに提出してください。
- ・ 更新申請放棄確認書及び廃止届は可能な限り同時に提出してください。
- ・ 更新申請を行わない場合は、現在受けている指定の有効期限満了日をもって、指定の効力が失われ、有効期限満了日の翌日以降は介護保険サービスを提供することができません。
- ・ 更新申請放棄確認書及び廃止届の提出に関する手数料は不要です。

指定(指定更新)申請時の添付書類一覧表

番 号	添 付 す べ き 書 類	訪問 介護 ①	訪問 入浴 (予防) ②	訪問 看護 (予防) ③	訪問 リハ (予防) ④	居宅 療養 (予防) ⑤	通所 介護 ⑥	通所 リハ (予防) ⑦	短期 生活 (予防) ⑧	短期 療養 (予防) ⑨	特定 施設 (予防) ⑩	用具 貸与 (予防) ⑪	用具 販売 (予防) ⑫	福祉 施設 ⑬	老健 施設 ⑭	介護 医療院 ⑮	標準様式	
		申請書付表	付表第一 号(一)	付表第一 号(二)	付表第一 号(三)	付表第一 号(四)	付表第一 号(五)	付表第一 号(六)	付表第一 号(七)	付表第一 号(八)～ (十)	付表第一 号(十一)	付表第一 号(十二)	付表第一 号(十三)	付表第一 号(十四)	付表第一 号(十五)	付表第一 号(十六)		付表第一 号(十七)
		みなし指定の対象			病院・ 診療所・ 現存事業	病院・ 診療所・老健・ 介護医療院	病・診・ 薬局		病院・診療所・ 老健・介護医 療院		病院・診療所・ 老健・介護医 療院				現存 特養	現存 老健		
1	登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	病院・診療所の使用許可証等の写			△	△	△		△		△								
3	薬局の開設許可証の写					△												
4	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写							△		△								
5	特別養護老人ホームの認可証等の写													○				
6	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	標準様式1
7	訪問看護ステーション管理者の免許証の写			▲														
8	サービス提供責任者の経歴	※																
9	平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	標準様式3
10	設備等一覧表		○					○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	標準様式4
11	併設する施設の概要													○	○	○		
12	施設を共用する場合の利用計画													☆	○	○		
13	施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)														○	○		
14	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式5
16	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容		○						○		○			○	○	○		
17	福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)											○						
18	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等										○							標準様式2
19	誓約書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	標準様式6
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										●			●	●	●	●	標準様式7

備考1 「△」を付した欄の添付書類は、次のような取扱いになります。

- ③、④、⑤、⑦、⑨の2は、病院・診療所において行う場合添付してください。この場合、③の7を添付する必要はありません(▲)。
- ⑤の3は、薬局において行う場合添付してください。
- ⑦及び⑨の4は、老人保健施設又は介護医療院において行う場合添付してください。
- 「※」を付した欄の添付書類は、介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能です(平成20年7月29日老振発第0729002号)。
- 「☆」を付した欄の添付書類は、老人福祉法に基づく届出により確認ができる場合は不要です。

備考2 指定更新申請を行う際には「●」を付した欄の添付書類以外については、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することができます。届出済みの内容が不明確な場合は必要書類一式を提出してください。

3 申請書類の記載要領

(1) 指定(許可)更新申請書(様式第一号(二))

①申請者の所在地、名称等

法人所在地、法人名、代表者の職名、代表者の氏名を記載してください。

②代表者の職名

代表取締役、理事長、代表社員等の代表者の職名を記載してください。

③事業等の種類

更新を受けようとする事業等の種類（訪問介護や介護老人福祉施設等）を記入してください。なお、一体的に行う居宅サービスと介護予防サービス（訪問看護と介護予防訪問看護等）の指定更新申請を同時に行う場合は、当該欄に2つの事業等の種類を記入してください。

④指定有効期限満了日

更新申請通知文に記載してある、「指定有効期限満了日」を記載してください。

⑤「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」

いわゆるサテライト事業所を有するときは所要の事項を記入してください。その際、「主たる事務所の所在地」の欄にはサテライト事業所の所在地を記入してください。

(2) 指定更新申請用チェック表

- ・ 必ず更新するサービスの様式を使用してください。
 - ・ チェック表の全ての項目について記入漏れがないように注意してください。
- ※ 基準を満たしているかについて、適・不適の欄にチェックをいれてください。

(3) 付表

- ・ サービスの種類によって様式が異なります。該当するサービスの様式を使用してください。

(4) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)

- ・ （介護予防）訪問リハビリテーション及び（介護予防）居宅療養管理指導を除く全事業所提出が必要です。
- ・ 申請書を提出する月の前月の「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を提出してください。
- ・ 「資格」の欄には人員基準上、求められている資格等を必ずご記入ください。
- ・ 選択した資格及び研修に関して、必要に応じて、資格証又は研修修了証等の写しを添付資料として提出してください。
- ・ 勤務形態の区分に誤りが多いためご注意ください。

A：常勤で専従

当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間を通じて、当該サービス以外の職務に従事していないこと。

B：常勤で兼務

当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間を通じて従事しており、当該サービス内で職務を兼務していること（例：訪問介護で管理者とサービス提供責任者を兼務している場合等）。

C：常勤以外で専従

当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間に達しておらず、当該サービス内で職務を兼務していないこと（例：訪問介護の従業者が有料老人ホーム等の他事業所・施設等の職務を兼ねているが、訪問介護のサービス内では介護職のみに従事している場合等）。

D：常勤以外で兼務

当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間に達しておらず、当該サービス内で職務を兼務していること。

(5) 平面図(標準様式3)

- ・ 平面図は建築図面等を使用しても問題ありません。
- ・ 平面図には設備、面積（面積要件のあるサービス）等も記入ください。

(6) 誓約書(標準様式6)

- ・ 右上の「申請者」の欄に、申請者法人名、代表者の職名、代表者の氏名を記載してください。
- ・ 申請者が個人の場合は、「申請者」の欄に氏名を記載してください。
- ・ 該当するサービスに係る別紙を添付してください。

(7) 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(標準様式7)

- ・ 以下のサービスの更新申請をする場合は、「介護支援専門員一覧」の提出が必要です。

1	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	2	介護老人保健施設
3	介護老人福祉施設	4	介護医療院

- ・ 介護支援専門員の有資格者であっても、施設における介護職等の他の職務に専従し、計画作成業務を行わない者は記載しないでください。

(8) 更新手数料貼付用紙

- ・ 更新手数料貼付用紙に、更新手数料の金額分の「宮崎県収入証紙」を貼り付けて提出してください。（証紙が剥がれないよう、しっかりと貼り付けてください。）
- ・ 各サービスの更新手数料は「サービス種類別更新手数料一覧（９ページ）」を参照してください。
- ・ 居宅サービスと介護予防サービスを併せて申請する場合、手数料の合計額の収入証紙が必要です。

例１）訪問看護（８，１００円）と介護予防訪問看護（５，４００円）を更新する場合
→合計１３，５００円分の収入証紙が必要です。

例２）特定施設入居者生活介護（１６，３００円）と介護予防特定施設入居者生活介護（５，４００円）を更新する場合
→合計２１，７００円分の収入証紙が必要です。

- ・ なお、更新申請手数料貼付用紙は１部のみ提出してください。
- ・ 契約書などに貼り付ける「収入印紙」と間違わないようにしてください。
- ・ 県内の収入証紙の売りさばき場については、宮崎県ホームページ「宮崎県収入証紙売りさばき所のご案内」を御確認ください。
- ・ 宮崎県庁ホームページのトップページ ＞ 県政情報 ＞ 各種申請・手続き ＞ 申請・届出 ＞ 宮崎県収入証紙売りさばき所のご案内

[URL]

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kaikei/kense/shinse-todokede/top2.html>

地域・サービス種類別指定更新申請書類提出機関一覧

	サービス・施設の種類	事業所・施設の所在地	提出先
福祉系サービス	・訪問介護 ・(介護予防)訪問入浴介護 ・通所介護 ・(介護予防)短期入所生活介護 ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売 ・介護老人福祉施設	宮崎市以外の市町村に 所在する全事業所	〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 福祉保健部 長寿介護課 TEL:0985-26-7058 FAX:0985-26-7344
医療系サービス	・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・(介護予防)通所リハビリテーション ・(介護予防)短期入所療養介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	東諸県郡	〒880-0032 宮崎県宮崎市霧島1-1-2 中央保健所 TEL:0985-28-2111 FAX:0985-23-9613
		日南市、串間市	〒889-2536 宮崎県日南市吾田西1-5-10 日南保健所 TEL:0987-23-3141 FAX:0987-23-3014
		都城市、北諸県郡	〒885-0012 宮崎県都城市上川東3-14-3 都城保健所 TEL:0986-23-4504 FAX:0986-23-0551
		小林市、えびの市、西諸県郡	〒886-0003 宮崎県小林市大字堤字金鳥居3 020-13 小林保健所 TEL:0984-23-3118 FAX:0984-23-3119
		西都市、児湯郡	〒884-0004 宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口 浦5120-1 高鍋保健所 TEL:0983-22-1330 FAX:0983-23-5139
		日向市、東臼杵郡	〒883-0041 宮崎県日向市北町2-16 日向保健所 TEL:0982-52-5101 FAX:0982-52-5104
		延岡市	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1-2840 延岡保健所 TEL:0982-33-5373 FAX:0982-33-5375
		西臼杵郡	〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字 三田井1086-1 高千穂保健所 TEL:0982-72-2168 FAX:0982-72-4786

サービス種類別指定更新申請手数料一覧

	サービス・施設の種類	手数料
居宅サービス	・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、短期入所生活介護、短期入所療養介護	8, 100円
	・ 特定施設入居者生活介護	16, 300円
施設系サービス	・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	16, 300円
介護予防サービス	・ 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	5, 400円